

兵庫県公報

平成29年9月29日 金曜日 第2939号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公印の廃止及び新調（文書課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（豊かな森づくり課）	2
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	3
○ 平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部改正（都市政策課）	4
○ 平成13年兵庫県告示第1226号（景観形成地区の指定）、平成13年兵庫県告示第1227号（景観形成基準）、平成16年兵庫県告示第367号（景観形成地区の指定）及び平成16年兵庫県告示第368号（景観形成基準）の廃止（同）	4
○ 平成27年兵庫県告示第288号（広域景観形成地域の指定）の一部改正（同）	4
○ 平成28年兵庫県告示第467号（広域景観形成地域の指定）の一部改正（同）	5
○ 重要調整池に係る検査の結果（西播磨県民局）	5
公 告	
○ 環境影響評価に関する公聴会の開催等（水大気課）	5
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	6
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	7
公安委員会告示	
○ 機械警備業務管理者講習の実施	8

告 示

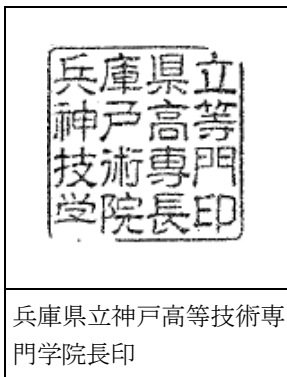
兵庫県告示第864号

1に掲げる公印を平成29年9月30日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、同年10月1日からその使用を開始する。

平成29年9月29日

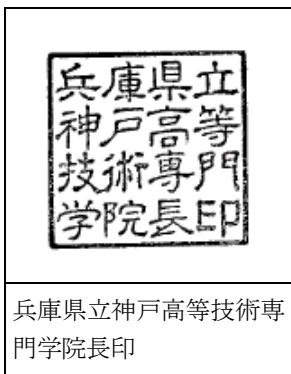
兵庫県知事 井戸敏三

1 廃止公印の名称及び印影



兵庫県立神戸高等技術専門学院長印

2 新調公印の名称及び印影



兵庫県告示第865号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年9月14日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成29年9月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（経営体育成型）	塔下地区	平成29年9月29日から 同 年10月19日まで	洲本市役所



兵庫県告示第866号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年9月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町黒川字梅ヶ畑奥254の3から254の5まで、254の12から254の14まで、字カイ坂255・字カベス259の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、259の4、259の5、字梅ヶ畑向264
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第867号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年 9月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域  
加西市北条町東高室字コブチ96番3、字茶ノ前135番1、字向林156番1、鎮岩町字コブチ194番4、段下町字小淵598番1、字開キ606番1の各一部
- 2 特定有害物質の名称  
ふっ素及びその化合物

~~~~~

兵庫県告示第868号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 9月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成29年 8月23日から同年12月28日まで
- 3 作業地域
姫路市苫編地内

~~~~~

**兵庫県告示第869号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 9月29日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年 9月29日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 9月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名 | 道 路 の 区 域                                  |    |                 |               |          |
|--------------|--------------------------------------------|----|-----------------|---------------|----------|
|              | 区 間                                        | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考       |
| 県道<br>東河内安富線 | 姫路市安富町安志字オノ元184番2から<br>同 市安富町安志字オノ元108番8まで | 旧  | 8.0から<br>18.0まで | 71.0          |          |
|              |                                            | 新  | 8.0から<br>16.0まで | 65.0          | 終点<br>変更 |

~~~~~

兵庫県告示第870号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 9月29日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年 9月29日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 9月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三木宍粟線	姫路市安富町安志字市場1139番4から 同 市安富町安志字市場1139番4まで	旧	12.0から 36.0まで	34.0	
		新	13.0から 36.0まで	34.0	
県道 網干停車場新舞子線	姫路市余部区上余部字北口235番17から 同 市余部区上余部字北口217番9まで	旧	5.0から 5.0まで	101.0	
		新	5.0から 6.0まで	101.0	



兵庫県告示第871号

平成5年兵庫県告示第189号の3(屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等)の一部を次のように改正し、平成29年10月1日から施行する。

平成29年9月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

本則第5中の表を次のように改める。

番号	種別	地域又は場所	関係市町
1	第2種禁止地域等	景観法第8条第1項の規定により朝来市が定める景観計画に指定された竹田景観形成地区、口銀谷景観形成地区、太盛景観形成地区及び奥銀谷景観形成地区の区域	朝来市
2	第2種禁止地域等	景観法第8条第1項の規定により養父市が定める景観計画に指定された大屋町大杉地区景観形成重点地区及び八鹿町八鹿地区景観形成重点地区の区域	養父市



兵庫県告示第872号

平成13年兵庫県告示第1226号(景観形成地区の指定)、平成13年兵庫県告示第1227号(景観形成基準)、平成16年兵庫県告示第367号(景観形成地区の指定)及び平成16年兵庫県告示第368号(景観形成基準)は、平成29年9月30日限り、廃止する。

平成29年9月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第873号

平成27年兵庫県告示第288号(広域景観形成地域の指定)の一部を次のように改正し、平成29年10月1日から施行する。

平成29年9月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

2を次のように改める。

2 広域景観形成地域に指定する土地の区域

国道312号の神崎郡福崎町と神崎郡市川町の行政境から豊岡市元町地内立野橋交差点まで及び県道豊岡瀬

戸線豊岡市元町地内立野橋交差点から豊岡市瀬戸地内瀬戸交差点までの区間並びにこれらから展望できる区域で路端から1,000メートル以内の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

- (1) 神河町中村・栗賀町地区歴史的景観形成地区
- (2) 豊岡市の景観計画（景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する計画をいう。以下同じ。）に定められた城崎温泉景観形成重点地区及び江原駅東景観形成重点地区
- (3) 養父市の景観計画に定められた八鹿町八鹿地区景観形成重点地区
- (4) 朝来市の景観計画に定められた竹田景観形成地区、口銀谷景観形成地区及び太盛景観形成地区



兵庫県告示第874号

平成28年兵庫県告示第467号（広域景観形成地域の指定）の一部を次のように改正し、平成29年10月1日から施行する。

平成29年 9月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

2を次のように改める。

2 広域景観形成地域に指定する土地の区域

国道9号の朝来市と京都府福知山市の行政境から美方郡新温泉町と鳥取県岩美郡岩美町の行政境までの区間及びこれらから展望できる区域で国道9号の路端から500メートル以内の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

- (1) 国道312号沿道地域沿道型広域景観形成地域
- (2) 新温泉町湯・細田地区まちなか景観形成地区
- (3) 養父市の景観計画（景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する計画をいう。）に定められた八鹿町八鹿地区景観形成重点地区



兵庫県告示第875号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成29年 9月29日

西播磨県民局長 東 元 良 宏

1 重要調整池の所在地

相生市矢野町榊字黒蔵1777番1ほか33筆

2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デベロップ	千葉県市川市市川1-4-10 市川ビル8階	岡 村 健 史

公 告

環境影響評価に関する公聴会の開催等

環境影響評価に関する知事意見の形成等に関する要綱第5条第2項の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

平成29年 9月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 日時、場所等

- (1) 案件名
神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画 環境影響評価準備書
- (2) 日時
平成29年10月20日（金）午後6時30分から
- (3) 場所

- 5 届出年月日
平成29年 8月29日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成29年 9月29日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成30年 1月29日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 9月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 コープ甲陽園
所在地 西宮市新甲陽町 4-5
- 2 同法第 8 条第 1 項の規定により西宮市から聴取した意見の概要
 - (1) 変更内容（駐輪場の位置及び収容台数）について、地元自治会や近隣住民に対して十分に説明をされた
 - (2) 周辺道路への違法駐輪の防止を徹底するなど、周辺地域の円滑な交通環境を確保するよう十分配慮されたい。
 - (3) 自転車利用の増加により駐輪需要が生じた場合は、責任を持って駐輪場を確保されたい。
 - (4) 将来、改築又は増築する場合において「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」の適用を受けるときは、駐輪場の用地及び台数の附置義務を満たす必要がある。計画的に駐輪場の確保を図られたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成29年 9月29日から 1月間



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 9月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町国安字小池ノ内1231番 1、1232番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市野口町良野425番地の 8
ホーム・アベニュー 福 島 謙太郎
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年 5月24日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1－7号（29稲美）

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第301号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習の実施について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成29年 9月29日

兵庫県公安委員会
委員長 三宅知行

1 講習の種別、実施期日等

(1) 講習の種別

法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習

(2) 実施期日

平成29年11月6日（月）から同月9日（木）までの4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

講習最終日に、修了考査（40問100分）を実施する。

2 受付期間等

(1) 受付期間

平成29年10月10日（火）から同月20日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）

(2) 受付定員

40人

3 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係

4 申込時の提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書1通

5 受講手数料

38,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

6 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

7 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受付定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、機械警備業務管理者講習受講申込書の記載に誤りのないようすること。

8 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

9 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（078）341－7441 内線3046

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話（078）252－0166